

陳情第9号

『条例等の制定施行への不信感』『長崎市の安全管理への不信感』  
『陳情への回答能力等、基本能力への不信』に関する陳情について

目次

1 条例	・・・3ページ
2 ポイ捨て・喫煙禁止地区	・・・3ページ
3 周知啓発	・・・3ページ
4 ポイ捨て・喫煙禁止地区におけるパトロール・指導	・・・4ページ

環 境 部

令和4年11月





# 1 条例

## (1) 名称

「長崎市ごみの散乱の防止及び喫煙の制限に関する条例」  
 (平成6年4月施行、平成21年4月題名改称)

## (2) 目的

市民等、事業者、土地占有者等及び市が一体となって、ごみの散乱を防止することにより、環境の美化を図るとともに、屋外の公共の場所における喫煙を制限し、もって快適な生活環境と良好なまちづくりに資する。

## 2 ポイ捨て・喫煙禁止地区

条例に基づき、平成21年度に次のポイ捨て・喫煙禁止地区を指定した。

- 大浦天主堂、旧羅典（らてん）神学校、グラバー園 ●日本二十六聖人殉教地
- サント・ドミンゴ教会跡 ●旧出津（しつ）救助院、出津教会、ド・ロ神父遺跡
- 大野教会堂 ●出島和蘭（おらんだ）商館跡 ●崇福寺 ●浜んまち商店街
- 中通り商店街 ●新大工町商店街 ●平和公園周辺 ●中島川公園周辺
- 東山手・南山手地区 ●新地・十善寺地区 以上14地区

## 3 周知啓発

ホームページやチラシ等によるほか、ポイ捨て・喫煙禁止地区においては、看板、路面シート、のぼり、ステッカー等を設置し、周知啓発を図っている。

看板(アルミ製)		看板(木製)	
			
路面シート	のぼり	ステッカー	
			



#### 4 ポイ捨て・喫煙禁止地区におけるパトロール・指導

##### (1) 体制

廃棄物対策課ポイ捨て・喫煙禁止地区パトロール班 2名（再任用・会計年度任用職員）

##### (2) パトロール実績（延べ、回）

ポイ捨て・喫煙禁止地区		R1	R2	R3
1	大浦天主堂・グラバー園	62	104	162
2	日本二十六聖人殉教地	123	114	153
3	サント・ドミンゴ教会	154	149	150
4	出津教会	11	12	22
5	大野教会堂	11	10	18
6	出島和蘭商館跡	176	204	210
7	崇福寺	96	142	178
8	浜んまち商店街	177	309	342
9	中通り商店街	151	226	236
10	新大工町商店街	115	137	173
11	平和公園周辺	152	129	166
12	中島川公園周辺	221	297	308
13	東山手・南山手地区	133	175	185
14	新地・十善寺地区	146	218	226
パトロール回数 計		1,728	2,226	2,529

##### (3) 指導実績（件）

ポイ捨て・喫煙禁止地区		R1	R2	R3
1	大浦天主堂・グラバー園	1	1	3
2	日本二十六聖人殉教地	0	3	1
3	サント・ドミンゴ教会	1	0	0
4	出津教会	0	0	1
5	大野教会堂	0	0	1
6	出島和蘭商館跡	24	42	37
7	崇福寺	3	3	1
8	浜んまち商店街	86	112	86
9	中通り商店街	21	25	23
10	新大工町商店街	4	16	11
11	平和公園周辺	288	74	96
12	中島川公園周辺	84	100	87
13	東山手・南山手地区	47	83	76
14	新地・十善寺地区	60	120	77
指導件数 計		619	579	500